

# 北広島観光プロモーション実行委員会ツアー造成支援事業実施要領

## 北広島観光プロモーション実行委員会

### (趣旨)

第1条 北広島町への誘客を目的とした国外からのツアーに対し、ツアー費用を助成することにより、ツアー参加者の負担を軽減し、本町の外国人観光客誘致を促進する。

### (助成対象)

第2条 ツアー造成事業者が、ツアーを企画・造成し、募集のためのパンフレット等で広く周知するもので、北広島町内での宿泊を伴うツアーを対象とする。但し、他の補助事業を受けている場合は対象外とする。

### (助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、町内に事業所を有する旅行会社等が関わるツアーについては、参加者1名につき1,000円の合計額とする。ただし、助成金は予算の範囲内で交付するものとする。

### (助成金の交付申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとするツアー造成事業者(以下、「申請者」という。)は、ツアー造成計画書(別記様式第1号)をツアーの実施2週間前までに会長に提出しなければならない。

2 申請者は、助成金申請書(別記様式第2号)に次の号に記載する資料を添付し、ツアー終了後、2週間以内に会長に提出しなければならない。

(1) 送客人数及び参加者が確認できるもの

(2) 募集のためのパンフレット等

(3) 参加者に対するアンケート結果を含む報告書(任意様式)

### (助成金交付決定及び支払等)

第5条 会長は、前条による助成金申請書の内容を審査した後、交付額を決定し申請者へ通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知に基づき、速やかに請求書(別記様式第3号)を会長に提出するものとする。

3 会長は、提出された請求書に基づき、速やかに支払いを行う。

### (その他)

第6条 この要領に定めるほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成23年11月7日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。